

厚生常任委員会記録

令和2年9月14日（月）於 防災会議室

開会 午前10時00分

散会 午前10時25分

○出席委員（7名）

1番 竹内博之委員 2番 成田大介委員 8番 木村隆洋委員
13番 蒔苗博英委員 16番 小田桐慶二委員 20番 石田久委員
27番 宮本隆志委員

○出席理事者（4名）

福祉部長 番場邦夫 介護福祉課長 工藤繁志
健康こども部長 三浦直美 スポーツ振興課長 石澤淳一

○出席事務局職員（2名）

次長 菊池浩行 書記 附田準悦

【午前10時00分 開会】

○委員長（蒔苗博英委員） これより、厚生常任委員会を開会いたします。
ただいまの出席委員は7名で、定足数に達しております。よって、直ちに会議を開きます。
本定例会において、厚生常任委員会に付託されました案件は議案2件であります。

議案第76号 弘前市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例案

○委員長（蒔苗博英委員） まず、議案第76号弘前市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例案を審査に供します。

本案に対する理事者の趣旨説明を求めます。福祉部長。

○福祉部長（番場邦夫） 議案第76号弘前市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例案について御説明申し上げます。

今回の改正内容を配付資料で御説明いたしますので、お手元の資料を御覧ください。

まず、1の改正理由について御説明いたします。

居宅介護支援事業所の管理者要件については、厚生労働省が省令で定める基準に基づき、今般改正しようとする条例において要件を定めております。このたび、厚生労働省の省令改正により管理者の要件に係る基準が一部変更されたことに伴い、所要の改正をしようとするものであります。

次に、2の改正内容について御説明いたします。

現在、この条例では、厚生労働省の基準に基づき、居宅介護支援事業所の管理者の要件を主任介護支援専門員でなければならないとした上で、事業所における人材確保に関する状況等を考慮し、要件の適用を令和3年3月31日まで猶予する経過措置期間を設けております。

今回の条例改正により、(1)管理者要件については、令和3年4月1日以降、居宅介護支援事業所の管理者は原則として主任介護支援専門員であることが要件となりますが、主任介護支援専門員の確保が著しく困難であるなどやむを得ない理由がある場合には、介護支援専門員を管理者とすることができることとするものであります。

また、(2)管理者要件の適用の猶予について、令和3年3月31日時点で主任介護支援専門員でない者が管理者である居宅介護支援事業所については、その管理者が引き続き管理者である限り、要件の適用を令和9年3月31日まで猶予するものであります。

次に、3の施行期日につきましては、附則において令和3年4月1日からと規定しようとするものであります。なお、管理者要件の適用の猶予につきましては、公布の日からと規定しようとするものでございます。

以上が本条例案の概要でございます。

○委員長（蒔苗博英委員） 本案に対し、御質疑ありませんか。

○20番（石田 久委員） 一つは、今、国のほうでこういうような一部改正案が出たのですけれども、実際、弘前市の指定居宅介護は現在どのぐらいあるのか。それから、その中で主任がいない居宅介護支援事業者が具体的にどのくらいあるのかどうか、その辺についてお答えしていただきたいと思っております。

それから2点目は、この主任介護支援専門員——主任ケアマネになるためにはどれくらい働いて、資格条件はほかにあるのかどうかお答えしていただきたいと思っております。

それから3点目は、研修期間はどれくらいで、主任ケアマネになるためには、研修期間はどれくらいで、受講料などは大体どのくらいかかるのか、その辺についてお答えしていただきたいと思っております。

○介護福祉課長（工藤繁志） まず、事業所数ということでございますが、先月1日時点での居宅介護支援事業所は81事業所ございました。そのうち、20事業所が主任介護支援専門員以外の介護支援専門員が管理者となっておりますが、うち8事業所からは今年度の主任介護支援専門員研修を受講予定と聞いておりますので、来年4月1日時点では、管理者に主任介護支援専門員以外の者が就いている事業所は、20事業所から12事業所に減少するものと見込んでございます。

二つ目として、主任となる要件についてです。主任介護支援専門員となるには、主任介護支援専門員研修の受講が必要となります。研修の受講要件は、介護支援専門員研修の課程1と課程2の両方を修了した者、または介護支援専門員更新研修を修了した者となっております。加えて、実務経験の要件もございまして、常勤かつ専従の勤務で介護支援専門員として従事した期間が通算して5年以上である者となっておりますが、ケアマネジメントリーダー養成研修を修了した者等であればその期間は3年以上となっております。また、ケアマネジメントリーダー養成研修を修了し、主任介護支援専門員に準ずるものとして地域包括支援センターに配置している者などであれば、実務経験の条件は満たされているというものでございます。

次に、研修の時間・費用でございます。青森県内では年1回開催され、研修日程は11日間の計70時間となっております。研修受講に係る費用は受講手数料が3万7000円、テキスト代1万円の合計4万7000円となっております。

○20番（石田 久委員） 今、具体的に81事業所があつて、そのうち、今年度も受講するという
ことで、あと12事業所がまだ残っているということなのですけれども、残りの12事業所のところ
では、例えばそういう主任ケアマネの資格を取る計画がないとか、新規指定とか、指定更新と
か、そういう場合、管理者が主任介護支援専門員でなければ、届出を受理するのかどうか。
残ったところが、主任ケアマネがいない中で、12事業所はこれから継続して、それを新しくま
た、新規指定とか指定更新とか、変更届出のときはどういうふうになるのか、その辺について
ちょっとお聞きしたいなと思っています。

それから、今出された主任ケアマネのところでは、5年以上と、それから3年以上というこ
とで、ケアマネジメントとか、そういうのを受ければそういうような形で主任ケアマネになり
ますよということなのですけれども、本当に、全国的にもこれはかなり不足して、その資格を希
望する人が全国的に少ない。それで弘前市も、今聞いたら、まだまだそういう事業所があるとい
うことなのですけれども、市としては全ての事業所にこの主任ケアマネを取っていただくよ
うな方針でいるのかどうか、その辺についてお答えしていただきたいと思います。

それから、この研修期間は1年に1回ということですがけれども、これがずれた場合、1年に
1回しか受けられないとなるとかなり大変だということと、この受講料が4万7000円ですがれ
ども、70時間、これは例えば市が受講料を負担してくれるのか、あるいは自己負担なのかどう
か、その辺についてはどうでしょうか。

○介護福祉課長（工藤繁志） まず、事業所の新規指定ということですので、事業所の新規指定
については主任介護支援専門員でなければならぬということになります。更新については別
段、その管理者の変更について届出するものであれば別段、そういう要件はございません。

あと、主任介護支援専門員が全員となるようにと、市はどういうふうを考えているのかとい
うことでございますけれども、市としては、経験年数を満たした場合、主任介護支援専門員の
研修を積極的に受けていただければと思っております。

次に、研修に係る費用に対する負担はということですがけれども、現在、私のほうでは特段、
補助なりは考えているところではございません。

○委員長（蒔苗博英委員） ほかに御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（蒔苗博英委員） 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。

本案に対し、御意見ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（蒔苗博英委員） 意見なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（蒔苗博英委員） 御異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

〔理事者入替え〕

議案第77号 弘前市岩木山百沢スキー場条例及び弘前市星と森のロマントピア条例の一部を改正する条例案

○委員長（蒔苗博英委員） 最後に、議案第77号弘前市岩木山百沢スキー場条例及び弘前市星と森のロマントピア条例の一部を改正する条例案を審査に供します。

本案に対する理事者の趣旨説明を求めます。健康こども部長。

○健康こども部長（三浦直美） それでは、議案第77号弘前市岩木山百沢スキー場条例及び弘前市星と森のロマントピア条例の一部を改正する条例案について御説明申し上げます。

平成28年度から試験的に実施していた岩木山百沢スキー場とそうまロマントピアスキー場のリフト券の共通化を本格的に実施するため、所要の改正をしようとするものであります。スキー場に関する二つの条例改正案であります。リフト料金につきまして引き続き共通化する改正でありますので、一つの議案としたものであります。

お手元に配付しております資料には、条例改正の経緯と4年間の試行期間の総括、料金の改正点、料金の新旧比較表が記載されておりますので御参照ください。

それではまず、一部改正条例案の第1条、弘前市岩木山百沢スキー場条例の一部改正についてであります。

これまでの4年間、本条例附則別表を用いていたリフト料金表を基に所要の改正するものであります。

なお、改正後に変更となるものとしては、4時間券について時間帯の制限をしていた部分を削除するものであります。また、シーズン券を除くファミリー区分、シーズン券の市民以外の区分を削るほか、「高齢者」と定義していたものを「シニア」と改め、ファミリー区分の対象を、大人1人と小人のうち未就学児としていたものを大人1人と小人1人へ変更することについて定めるものであります。

使用料の新旧比較につきましては、お手元に配付しております資料2ページ目の料金表案を御覧いただきたいと思います。

次に、一部改正条例の第2条は、弘前市星と森のロマントピア条例の一部改正についてであります。

改正内容につきましては、先ほど御説明いたしました弘前市岩木山百沢スキー場条例の別表と同様とするほか、そうまロマントピアスキー場専用シーズン券を追加するものであります。

説明は以上であります。

○委員長（蒔苗博英委員） 本案に対し、御質疑ありませんか。

○2番（成田大介委員） 私からは、1ページ目の3、料金の改正点ということで、③、④のあたりになると思うのですが、2ページ目の料金表を見ると、これは全体的に端数を削るというような形で、通常来るお客さんにとっては非常に使いやすくなるのかなと思うのですが、シーズン券のファミリーのところ約4,000円から5,000円上がるというようなことで、これは小学生も含むということなのでそのような形になったかと思うのですが、これについては、何というのですか、今年度からこれを始めるに当たって、何といえいいのですか、昨年に比べてどの程度の人数を見込んでいるかというか、その辺がもし分かればちょっと教えてもらいたいなど。何かそういう予定、計算しているのかというところをお聞きしたいです。

○スポーツ振興課長（石澤淳一） 私のほうから、ファミリー券が4,000円ほど高くなったのではないかとございましてけれども、そこについてちょっと御説明したいと思います

けれども。

こちらのほう、今まで未就学児1人と親1人で同額という形で販売しておりました。それを小学校以下の子供も使えるようにするというので、今までは子供が買わないといけなかった部分なので、今までと比べると4,000円ほど安くなるというふうな組合せのファミリー券となっております。

収支というか、収入の部分での見込みというようなところだと思いますけれども、こちらのほうは過去5年間の利用者推移とかをこちらのほうで計算いたしまして、この料金表に従って来ていただくというような形で考えますと、ほぼほぼ同額ぐらいの収入というようなことで見込んでございます。

○1番（竹内博之委員） 私から1点だけ。

2ページ目の料金表案があるのですけれども、1回券から下のシーズン券(無記名)までの9種類、チケットの種類があると思うのですけれども、これは今までの、さっき5年間の推移とおっしゃっていたのですけれども、どのチケットがどれぐらいの割合を占めているかというのは分かるものですか。主力のチケットは何なのかということだけ、1点確認したいと思います。

○スポーツ振興課長（石澤淳一） 人数として一番多いのは、回数券が一番多くなってございます。1回券、11回券といったところが一番、この中では出ているリフト券ということになってございます。

○20番（石田 久委員） 今回、料金の改正ということも含めてなのですけれども、この間、平成28年度から令和元年度までの総括ということでもいろいろ書いているのですけれども、この中でちょっと気になったのは、個人的に利用するのはこの料金なのですけれども、例えば小学校のスキー教室とか、その辺がちょっと書いていないので、例えば小学校、中学校ができるだけ地元のスキー場へという形で大分、議会でも今まで討議されてきたと思うのですけれども、そういう場合はどういうふうな形の料金になるのかというのがちょっと書いていなかったの、その辺についてはどうなのでしょう。

○スポーツ振興課長（石澤淳一） 今の件でございまして、団体のスキー教室、あるいは市内の学校のスキーの授業とか、こういったものにつきましては、例えば市内の学校のスキーの授業で来るものであれば、引率する教職員の方は全額減免という形で対応してございます。あと、児童生徒も全額減免というような形で対応してございます。あと、岩木山のスキー学校あるいはスノーボードのスクール、こういったものに関して、受講者の場合は20%減免というような形で対応させていただいております。あと、講師に対しましては全額減免というような措置を取ってございます。

○20番（石田 久委員） やはり、本当に議会の中で、できるだけ小中学校のそういうスキー教室とかにバスで行った場合に、はっきり言って地元のスキー場よりも、例えば大鰐だとか鱒ヶ沢だとかという形よりも、やはりもっと気楽に使えて、それで減免のような形であるわけですが、今回、こういう改正をして、そういうのは多く望まれるのかどうかというのがちょっと。減免というのは、例えば何とか小学校が行った場合に、減免というのはどのぐらいまで減免になるのか。さっき、スキー教室のところあまり、20%がどうのこうのというのはその後だと思うので、そういう学校別に行った場合はどのぐらいの減免なのか、もうちょっと具体的にお願したいと思います。

○スポーツ振興課長（石澤淳一） 今、委員がおっしゃった学校のスキーの授業ですけれども、

こちらのほう、市内は引率の職員が全額減免でございます。あと、小中学生も全額減免ということで、料金は取ってございません。

○委員長（蒔苗博英委員） ほかに御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（蒔苗博英委員） 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。

本案に対し、御意見ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（蒔苗博英委員） 意見なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（蒔苗博英委員） 御異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

以上をもって、本委員会に付託されました案件の審査は全部終了いたしました。

よって、会議を閉じ、本委員会を散会いたします。

【午前10時25分 散会】